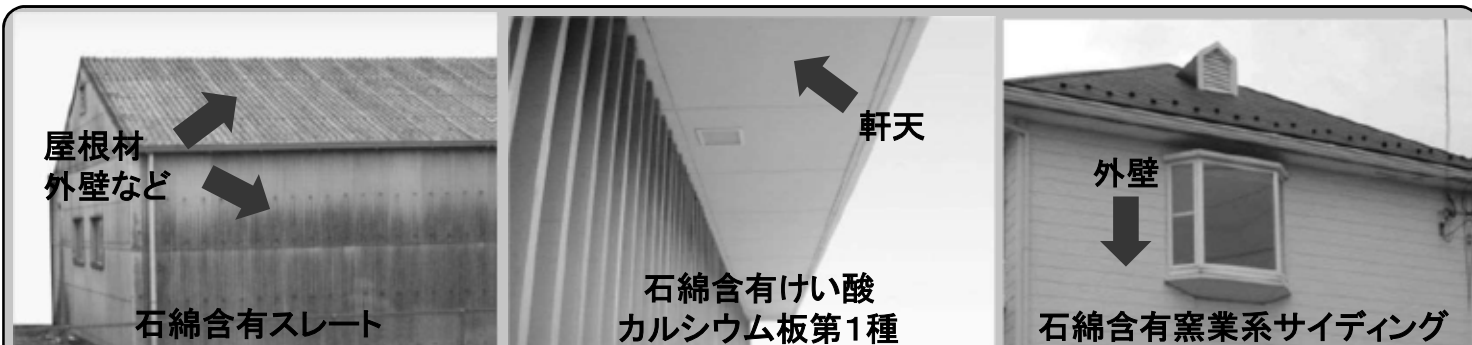
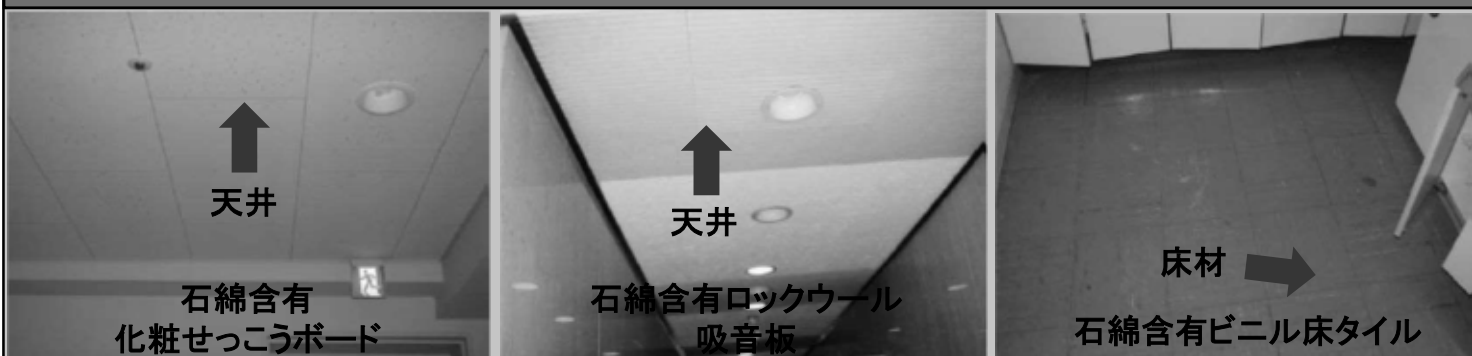




2021(令和3)年4月1日に大気汚染防止法が改正され、
**石綿含有成形板等の除去作業に関する
基準が策定されました。**



出典: 目で見えるアスベスト(第2版 平成20年3月国土交通省)

石綿含有成形板等は、一般的な住宅、事業所、工場、工作物等で幅広く使用されています。

大気汚染防止法の改正に伴い、石綿含有成形板等の除去作業は、以下の作業基準に従って実施してください。

作業基準

切断・破砕等せず、そのまま建築物等から取り外す※1

そのまま取り外せない場合は、建材を薬液等で湿潤化してから除去する※1, 2

- ・石綿含有けい酸カルシウム板第1種では、除去部分の周辺の養生も行う
- ・その他の石綿含有成形板等でも、民家が隣接している場合等は、周辺の状況に応じて養生を行うことが望ましい

除去後は作業場内を清掃する



※1 これと同等以上の効果を有する措置を講ずることも可能です。

例: 負圧隔離養生(隔離、前室の設置及び集じん・排気装置の使用)

※2 薬液等には水を含みます。湿潤化が著しく困難な場合は、十分な機能を有する局所集じん装置を使用して除去を行ってください。

詳しくは、以下の環境省ホームページをご確認ください。

https://www.env.go.jp/air/post_48.html

法改正説明資料、リーフレット、マニュアル等がダウンロードできます。

環境省 大防法改正



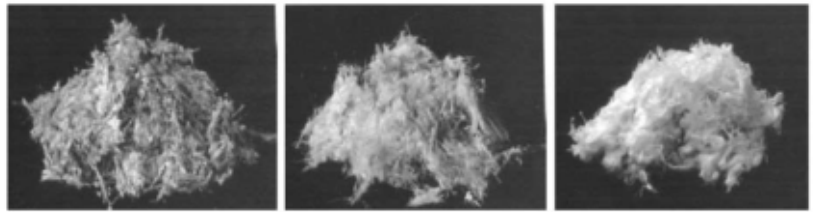
環境局 環境政策部 水大気環境課 大気規制グループ
TEL : 052-954-6215(ダイヤルイン)
E-mail : mizutaiki@pref.aichi.lg.jp

石綿(アスベスト)とは？

石綿(アスベスト)は、耐火、耐熱、防音等の性能に優れた天然の鉱物であり、安価で加工しやすいことから、多くが建築材料に使用されてきました。吸引することにより肺がん・中皮腫等の健康被害を引き起こすため、日本では現在製造・使用等が禁止されていますが、過去に使用されたものの多くは建築物等に残存しています。

代表的な石綿(アスベスト)

クロシドライト(青石綿) アモサイト(茶石綿) クリソタイル(白石綿)



出典：THE ASBESTOS/せきめん読本（1996年日本石綿協会）

＜石綿の使用例＞



吹付け石綿(レベル1)

石綿含有断熱材・保温材・耐火被覆材(レベル2)

石綿含有成形板等(レベル3)

石綿含有仕上塗材

出典：目で見えるアスベスト(第2版 平成20年3月国土交通省)
日本建築仕上材工業会 <http://www.nsk-web.org/kikaku/index.html>

【主な大気汚染防止法改正のポイント】

- これまでは、吹付け石綿(レベル1)、石綿含有断熱材・保温材・断熱材(レベル2)が法規制対象だったが、石綿含有成形板等(レベル3)、石綿含有仕上塗材を含めた全ての石綿含有建材に規制対象を拡大。
- 解体等工事開始前に実施する事前調査の手順を確立(書面調査、目視調査及び分析調査)。調査記録の写しを工事現場に備え置き、正本を工事後保存。
- 石綿含有成形板等の除去等を実施する際も、あらかじめ作業計画を策定し、法に基づく作業基準に従って作業を実施。作業記録を作成・保存。

- ・ 2022(令和4)年4月から、一定規模以上の工事を対象として、石綿の使用の有無に関わらず、事前調査結果を元請業者等が都道府県等に報告。
- ・ 2023(令和5)年10月から、建築物は必要な知識を有する者による調査が必要。

＜石綿含有建材に係る規制＞

	吹付け石綿 (レベル1)	石綿含有断熱材 等(レベル2)	石綿含有成形板 等(レベル3)	石綿含有仕上塗材	石綿 不存在
事前調査実施 結果記録・ 掲示※1	○	○	○	○	○※1
作業計画作成	○	○	○	○	×
作業届出	○	○	×	×	×
作業基準(例)	・ 負圧隔離養生して切断	・ 負圧隔離養生して切断 ・ 隔離養生・湿潤化して原形のまま取外し	・ 原形のまま取外し	・ 湿潤化して高圧水洗除去 ・ 隔離養生してディスクグラインダー除去	—

※1 石綿含有建材が存在しなかった場合も、事前調査結果の記録・掲示が必要です。

※2 石綿含有仕上塗材のうち、比較的石綿の飛散性が高い「石綿含有バーミキュライト(ひる石)」・「石綿含有パーライト」は「吹付け石綿(レベル1)」に該当するため、除去等作業時において、作業届出が必要です。